



## 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待とは、本来、子どもを守る保護者（親や親に代わる養育者）が、子どもの身体や心を傷つけてしまうことをいいます。子どもへの虐待は大きく4つに分類されますが、これらが重複して起こることも少なくありません。

### ▶児童虐待とは…

**身体的虐待** 殴る、ける、投げ落とす、溺れさせる、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど→**後遺症を残したり、死に至ることも**

**ネグレクト** 子どもを残したまま外出する、家に閉じ込める、病気やケガを放置する、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど→**発達・発育が遅れたり、栄養失調や脱水症状などから死に至ることも**

**性的虐待** 子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要するなど→**異性への嫌悪感を植えつけるなど子どもの心身に大きな傷を与えます**

**心理的虐待** 言葉によるおどし、無視や拒否の態度をとる、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう（DV）など→**子どもの心に不安やおびえなどを引き起こす**

### ▶山梨県の児童虐待相談の現状(令和4年度)

児童相談所への相談件数が1,451件、市町村への相談件数が761件で、依然として高い水準となっています。主たる虐待者は実母が1番多く39.3%、実父母両方が33.0%、実父16.0%となり、親による虐待が約9割を占めました。虐待の内容別では、心理的虐待48.9%、ネグレクト29.0%、身体的虐待21.2%、性的虐待0.9%でした。これは、子育ての大半が母親に任せられ、**母親の心身への負担が大きい**ことが一つの要因とされています。

また、核家族化や地域のつながりが薄いことで、**子育てが孤立し、育児の不安や負担感が大きくなり、誰もが虐待をひき起こす要因を持ち合わせています。**



### ▶これって「しつけ」？それとも「虐待」？

「しつけ」とは、基本的な生活習慣や社会のルール、マナーを身に着けるよう働きかけることです。これは、子どもの発達や理解度に配慮しながら行うもので、暴力などで従わせて行うものではありません。**保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。**虐待はどのような理由があっても許されるものではありません。

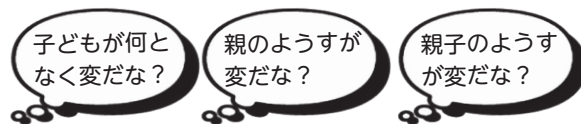
※児童虐待防止法により体罰は禁止されています。

### ▶「虐待かな？」と思ったら…

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こすことが大変重要です。悩みを抱えている親子からのSOSが出ている可能性もあります。

通告者の秘密は守られますので、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、勇気を持ってすぐにご連絡ください。もし虐待でなかったとしても、通告をした人が責任を問われることはありません。

### ☑気づいてください「SOS」のサイン



### ▶子育て中のみなさんへ

親は夢を持って子育てを始めます。しかし、いざ子どもと向かい合うと、子育てに追われる毎日の中で、あるいは仕事との両立でイライラを募らせ「こんなはずじゃなかったのに…」と落ち込むこともあります。それは、母親も父親もぶつかる壁です。失敗を繰り返しながら、親も子どもと一緒に育っていきます。みなさんの子育てを応援したいという人が地域にはたくさんいます。まわりの人の協力を得ることも大切です。ぜひ、ご相談ください。

### ▶相談・問合せ

子育て支援課 家庭児童相談室

☎274-8557 (平日)

午前8時30分～午後5時15分

中央児童相談所 ☎288-1561

全国共通ダイヤル ☎189 (いちはやく)

※全国共通ダイヤルはいつでも無料でつながります。